○道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務

平成18年10月20日公安委員会告示第71号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号) 第2条の表の6の項の上欄の規定により、道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を次のとおり定め、平成19年4月1日から施行する。

次の表の中欄に掲げる路線ごとに、それぞれ同表の下欄に定める区間(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路の区間を除く。)において行う交通誘導警備業務

道路の種類	路線名	区間
一般国道	2 号	山口県の全域
	9 号	山口県の全域
	188号	全域
	190号	全域
	191号	山口県の全域
	262号	全域
	3 1 6 号	全域
	435号	全域
	437号	山口県の全域
	490号	全域
	岩国玖珂線	全域
県 道	下関長門線	全域

1 [
	下松田布施線	全域
	下松新南陽線	全域